

葛巻町空き店舗バンク実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、葛巻町（以下「町」という。）、葛巻町商工会（以下「商工会」という。）が連携して、町内における空き店舗等を商業的に有効活用することにより、商工業の振興並びに起業家等の育成等を推進し、賑わい創出による地域経済の活性化を図るために実施する、空き店舗バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件 町内に所在する店舗若しくは事務所で、かつ、現に営業等をしていない又は近く営業等を休止する建物及びその敷地をいう。ただし、既に賃貸又は売却の目的となっているものであって、当該目的のために建築又は取得したものを除く。
- (2) 所有者等 物件に係る所有権その他の権利を有し、当該物件の賃貸又は売却を行うことができる者をいう。
- (3) 空き店舗バンク 町内の空き店舗物件の賃貸又は売却を希望する所有者等から登録された物件情報を、所有者から同意を得て、町のホームページにて公開するシステムをいう。
- (4) 利用希望者 葛巻町空き店舗バンクに登録された物件を、営利事業を行うために賃貸又は購入しようとする者をいう。

(適用上の注意)

第3 この要綱は、空き店舗バンク以外による物件の取り引きを妨げるものではない。

(物件の登録申請等)

第4 空き店舗バンクに、物件に関する情報登録を申請しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、葛巻町空き店舗バンク登録申請兼同意書（様式第1号）に葛巻町空き店舗バンク物件登録票（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を確認し、当該物件が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、商工会と連携して、物件の状態を確認し、空き店舗バンクに必要な物件の写真撮影を行い登録するものとする。

- (1) 所有者等が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の構成員等の所有でないこと。
- (2) 当該空き店舗が不動産競売にかけられた状態でないこと。
- (3) 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。

3 町長は、前項の規定により登録したときは、葛巻町空き店舗バンク登録完了通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録を受けていない空き店舗で、空き店舗バンクへの登録が適当と認められる物件については、その所有者等に対し、商工会と連携し、空き店舗バンクへの登録を勧めることができる。

(物件情報の公開)

第5 町長は、登録された物件情報を、町等のホームページ等で公開するものとする。

2 町長は、必要に応じて第4第3項の規定による登録完了の通知を受けた申請者（以下「物件登録者」という。）の情報を利用希望者に提供するものとする。

3 町長は、必要に応じて、利用希望者に納税証明書の提出を求めることができる。

(物件情報の変更)

第6 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、葛巻町空き店舗バンク登録変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載し、町長に届け出なければならない。

2 町長は前項の規定による変更の届け出があったときは、空き店舗バンクの登録内容を変更するとともに、葛巻町空き店舗バンク登録変更通知書(様式第5号)により物件登録者に通知するものとする。

(物件情報の取り消し)

第7 物件登録者は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は、登録を取り消す事情が生じた場合は、葛巻町空き店舗バンク登録取消届出書(様式第6号)に必要事項を記載し、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による取り消しの申し出があったときは、当該物件の状況を確認し、空き店舗バンクの登録を取り消すとともに、葛巻町空き店舗バンク登録取消通知書(様式第7号)により物件登録者に通知するものとする。

(物件の交渉等)

第8 町長は、物件登録者と利用希望者との物件に関する交渉及び売却、賃貸に関する契約等については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。